

大阪府ＩＴステーション
テレワーカー養成訓練募集のお知らせ

平素は大阪府ＩＴステーションをご利用いただき、誠にありがとうございます。

大阪府ＩＴステーションでは障がい者在宅就労支援として、下記テレワーカー養成訓練を実施しております。この訓練は訓練期間内であれば在宅でいつでも受講が可能な訓練となっております。下記内容をご確認いただき、申込方法に従ってお申し込みいただきますようよろしくお願い致します。

記

【訓練コース】

- ①データ入力・編集コース
- ②ホームページ制作入門コース
- ③音声起稿コース

【訓練内容】

①データ入力・編集コース

帳票データを見ながらエクセルフォーマットに入力したり、入力ソフトを使用して課題をおこなっていただきます。これによりデータ入力業務を的確に行える実践力を養います。

②ホームページ制作入門コース

無料のホームページ制作ツールを使用し、仕様（指示書）に従って実際にホームページを制作していただくことで、ホームページ制作の基礎を修得していただきます。

③音声起稿コース

在宅で音声読み取りソフトを使用して課題をおこないながら、音声起稿の基礎を修得していただきます。

【受講者要件】

- ア 大阪府在住者で、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持する満１５歳以上の方。
※精神保健福祉手帳をお持ちの方は「主治医の意見書」が必要になります。
- イ パソコンの基本的操作ができる方
※基本的操作の判断は利用相談時にスキルチェック等でおこないます。
- ウ 上記ア、イの要件を満たし、現在未就労の方。
※アルバイト、就労継続支援Ａ型事業所の利用は「就労」に該当するため受講できません。
※障害者総合支援法（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）で定める指定難病の方は受講できます。

【受講上必要なスキル】

- ・パソコンの基本操作
- ・文章作成の基礎
- ・ファイル添付を伴うメールの送受信
- ・インターネットでのページ検索・閲覧
- ・圧縮ファイルの解凍（展開）
- ・JAWS または PCTalker を利用した文字入力とパソコンの基本操作（視覚障がいの方）

【受講料】

無料。

ただし、訓練時に必要なインターネット通信費等の実費は自己負担になります。

【訓練期間】

申込受付（受付は6月から）から平成29年12月27日（水曜日）まで

ただし、課題が終わり次第終了。

【訓練時間】

約60時間程度を想定しておりますので、上記訓練期間中いつでも都合のよい時にご受講ください。

【訓練場所】

在宅（大阪府ＩＴステーション内では実施しません）

【訓練修了後の手続き】

訓練コースを1つでも修了された方には大阪府ＩＴステーションテレワーカーのご登録手続きをご案内させていただきます。テレワーカーにご登録いただいた方にはコースに関連したテレワーク業務や就労情報、スキルアップＩＴ訓練のご案内を随時ご案内いたしますので、この機会に是非ご登録ください。

【申込〆切】

平成29年11月30日（木曜日）まで

【申込方法】

●就労支援相談をされていない方

まずは就労支援相談の予約をお願いします。

＜就労支援相談予約連絡先＞

電話番号：06-6776-1222

受付時間：午前9時30分から午後4時30分まで（土曜・日曜・祝日・休館日を除く）

E-mail : shien@itsapoot.jp

※メールでのお問い合わせの場合は必ず電話番号の記入をお願いいたします。

※相談時間はスキルチェックを含め、おおむね1時間程度を予定しております。

●就労支援相談を済ませた方

メールの件名に「テレワーカー養成訓練受講希望」と明記の上、①氏名、②IT講習受講者ナンバー、③受講希望コース（1つ又は複数）を記載して、kunren@itsapoot.jp に送信してお申し込みください。受信後受付完了メールをお送りしますので、必ず受信できるアドレスから送信してください。また、迷惑メールボックスに入らないように受信設定もおこなってください。

<養成訓練に関するお問い合わせ先>

電話番号：06-6776-1223

受付時間：午前9時00時から午後5時00分まで（土曜・日曜・祝日・休館日を除く）

E-mail : kunren@itsapoot.jp